

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年3月16日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年3月16日（水曜日）午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

第58号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 山田辰也
村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰
議長 長田共永

欠席委員（1名）

委員 小野田直美

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、請井悠人

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 これより、予算・決算委員会を再開します。

本日は、小野田委員から欠席届が提出されておりますので、御報告をいたします。

昨日に続きまして、質疑を行います。

第17号議案 令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告にしたがいまして質疑をさせていただきます。

第17号議案の歳入の総括であります。国民健康保険税の5ページになっていまして、1点ございます。

国民健康保険税一人当たりの平均額と、一世帯当たりの平均所得がいくらになるのかを伺います。

○丸山隆弘委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 一般被保険者国民健康保険税一人当たりの平均額ですが、介護納付金分を含めた現年度課税分の一人当たり調定額で申し上げますと、9万5,630円を見込んでおります。また、一世帯当たりの平均所得は約116万円を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。平均所得の116万円ということで、非常に低いなというイメージがありますが確認をいたしました。

次の歳出に入ります。2の4の1。出産育児の一時金になります。出産育児一時金支援事業27ページ。

1点目、798万円の主な内容を伺います。

2点目、前年度比で462万円の減額になっておりますが、理由を伺います。

3、年間の出産数と、直近5年間の出産数の傾向を伺います。

○丸山隆弘委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 1点目の798万円の主な内容につきましては、出産育児一時金支援事業は国保加入者が出産した時に、出生児一人につき42万円を世帯に支給するものです。

令和4年度は、出産件数を直近5年間の国保加入者の出産実績人数と、令和3年度の見込み人数から19人と見込み算出したものです。

2点目の462万円の減額の理由につきましては、過去5年間の最も多い出産数を目安に算出していましたが、国保被保険者が減少しており出生数も減少傾向にあるため、近年の実態にあわせたことによるものです。

3点目の年間出産数と直近5年間の出産数の傾向につきましては、平成29年までは20人を超える出産件数がありましたが、ここ3年間は全て20人を下回っており減少傾向にあります。以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。今の答弁で大体分かりました。出産数が低く、20名だったものが下回るところで考えての見込み額ということで理解をいたしました。非常に子どもが増えないというところは、まちとしても今後の維持を考える上でも、非常に危機感を覚えております。

ここで一つお聞きしたいのが、ピークの時は数としてはどのくらいで、今後はどのような数を見込んで今回計算したのかということで、その辺の数字がわかれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 過去5年間で一番多かったのが、平成29年度の29件でした。28年以前ですと私の記憶ですと、50件超えた時もあったと思うのですが、それ以降は若干の増加の年もありますけれども、減少傾向で直近の今年の2月に至っては、

まだ13件の出生数ということになっておりますので、去年の16件を超えるか超えないかというあたりになるかと思えます。令和4年度の算出ですけれども19人と見込んでおります。昨年度までは30件を見込んでおりましたけれども、あまりにも実績とかけ離れておりますので、19件という形で算出させていただいております。以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通行による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより第17号議案を採決します。
本議案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。
よって第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第18号議案 令和4年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議題になっております第18号議案、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。
歳入の総括で、後期高齢者医療保険料の5ページになります、

1点、後期高齢者医療保険料が前年度比で311万7,000円減額している主な理由を

伺います。

2点目、後期高齢者医療保険料一人当たりの平均額を教えてくださいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 1点目の保険料が前年度比で311万7,000円の減額となった主な理由は、保険料率が9.64%から9.57%に引き下げられたことによるものです。

2点目の後期高齢者医療保険料一人当たりの平均額であります、8万8,614円を見込んでおります。以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 歳入のデータのほうを教えてください理解ができました。

次の歳出のほうにいかせていただきたいと思えます。

2の1の1。後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付事務事業になります。17ページです。

事業費が前年度比と比べて1.5%上がった理由を伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 事業費が前年度比で1.5%上がった主な理由は、一人当たり医療給付費の上昇及び被保険者数の増加を見込んだ療養給付費負担金の増額によるものです。以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第 18 号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に第 19 号議案 令和 4 年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算から第 35 議案 令和 4 年度新城市作手財産区特別会計予算までの 17 議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本 17 議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本 17 議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第 19 号議案から第 35 号議案までの 17 議案を一括して採決します。

本 17 議案は原案のとおり、可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案から第 35 号議案までの 17 議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第 36 号議案 令和 4 年度新城市病院事業会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本議題となっております、第 36 号議案の質疑をさせていただきます。

令和 4 年度新城市病院事業会計予算事項別明細書収益的収入及び支出のところであり

収入の 1 款、病院事業収益、24 ページ

になります。

1 点、入院の収益では、前年度比で 5,803 万 1,000 円の増額になっておりますが、理由を伺います。

2 点目、外来収益では前年度比で 987 万 4,000 円の減額の理由を伺います。

3 点目、常勤医師による診療科と、非常勤医師による診療科と休診の科を伺います。

4、常勤医師の確保と、病院経営の影響について伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 1 点目の入院収益ですけれども、入院収益につきましては新型コロナウイルスの影響を受けた直近 1 年間の実績を基に、積算及び予算要求したものであります。

一日当りの入院患者数は、3 階病棟と 4 階病棟の急性期病棟では同数の 57 人を、5 階病棟の地域包括ケア病棟では 2 人増の 41 人と見込み、増額としたものであります。

2 点目の外来収益につきましても、入院収益と同様に直近 1 年間の実績を基に、積算及び予算要求したものであります。令和 3 年度と比較して 1 日多い診療日数となっておりますが、1 日当りの外来患者数は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどににより 2 人減の 262 人と見込み、減額としたものであります。

3 点目の診療科と休診の科でありますけれども、令和 4 年 3 月現在、常勤医師 23 名により、外科、総合診療科、精神科などの、非常勤医師 40 名により、整形外科、泌尿器科、皮膚科などの診療を行っています。3 月末で脳神経外科医師が退職し、常勤医師が不在となります。4 月からの常勤医師の確保が困難なことから、非常勤医師複数名での対応となる予定です。

4 点目の常勤医師確保と病院経営の影響についてですが、常勤医師を確保できれば

外来患者数、入院患者数等が増加することにより、経営状況が改善され健全な病院経営になるものと考えております。ひいては、この地域の医療体制の維持、充実が図られ地域の皆さんが安心して暮らしていくことに繋がると考えています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。病院の状況のほうよく分かりました。

1の入院の増額の理由はというところで、お聞きしたいのですが。直近1年のコロナの影響を見込んでということで増やす形での見込みだということなのですが、ここには現在、コロナの対応でコロナ病床というのか、ベッド等が愛知県から何床か新城市民病院も確保してくださいということがあったかと思いますが、そういったところも見込んで、コロナ病床プラス一般病床等も含めて、こういった見込みのベッド数で考えたという理解でいいのか教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 先ほど申しました、直近1年間というのはコロナの影響を受けた1年であります。その1年間は当然コロナの陽性者の診療・入院の対応を行った1年間ありますので、それを加味したものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 コロナの専用ベッドみたいなものは引き続き、コロナの感染状況が今後どうなるのかわからないですが、そこも確保した形でのベッドの見込みということでよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 はい。コロナの病床はフェーズ、段階によって病床が変わることもありますけれども、通常のフェーズの段階での病床の確保の状態を積算をし

ております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。コロナのベッドのほうは臨機応変にその時の対応をしていくというところで理解をいたしました。

次に3点目の常勤医師が段々と減っていくというところで心配な点があり、今回は脳神経外科の、非常に残念なのですが、常勤の医師が退職されるということで、脳神経外科の4月からの体制というか、対応がちよっと心配だとい声は市民からも私のほうに沢山来ているのですが、4月からの体制をどうしていくのか、もう少し詳しく分かれば教えていただきたいと思いますが、脳神経外科になりますと、日本人の死因でも第3位から第4位の、脳血管疾患の病症で亡くなっているということで、非常に大事な科と私自身も思っております。そういう中で、この4月からの体制、入院・外来も含めてどのような状況になるのか、見通しだと思うのですが分かるところで教えてください。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 委員がおっしゃられるとおりに脳神経外科は、非常に重要な科であるという認識は病院のほうでも持っております。3月末で退職するということがわかりまして、その後非常勤医師を、常勤ではなかなかその時点ではかなり厳しいということが分かりましたので、非常勤医師の確保に努めてまいりまして、4月以降これまで常勤医師でありましたので、週5日の診療であったわけですが、4月からは週1から2というところあります。脳神経外科医師が不在となる影響は大きいものであります。ただ、非常勤医師での対応となりますので、新城市民病院では対応できないケースが今後出てくることは予想されますので、豊川、豊橋、南部医療圏との連

携をさらに強めていきながら、同時に脳神経外科医師の招聘に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。常勤医師が見込めないということで、4月からは非常勤で何とか現場でも確保されたのだと思います。非常に頑張っていたというので、週1、2回の外来ということで理解をいたしました。

本当に非常に大変な状況で、現場の皆さん頑張っていると思います。市だけの力ではどうにもできない状況で、やはり国や県がもっと責任を持って専門家医師を派遣するというような体制づくりが、私は必要ではないかと思うのですが。

そこで、治療のことになるものですが非常に答えづらいのかもわからないのですが、北部医療圏を担う新城市民病院でありますので、例えば、ここから以北の東栄だとか豊根村で、脳梗塞になった方が来た時に、以前私も勤務していた時は、脳梗塞を融解するというか梗塞を融解するT P A療法ということが出来て治療もしたのですが、ゴールデンタイムがあって、発症から3時間、4時間の間に治療を、入院治療でいいのですが、点滴して行うということが出来るのですが、新城市民病院で常勤の医師がいた時に治療でやったのですが、非常勤の4月からでは対応・入院等、入院治療ができないというような認識でいいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 脳梗塞については私も詳しくはないのでいけないのですが、先ほど委員が言われたゴールデンタイム、1分1秒というところにあります。これについては、これまでこの3月末で退職する脳神経外科医師がいたわけですが、その状

態でもその後の対応が難しいケースが考えられたということもありまして、脳梗塞については、南部へこれまでもお願いをしている状況でございますので、4月以降も、豊川、豊橋の南部医療圏への搬送ということになると思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに、質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第36号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第36号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第37号議案 令和4年度新城市水道事業会計予算から第39号議案 令和4年度新城市下水道事業会計予算までの3議案を、一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第37号議案から第39号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は原案のとおり、可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第37号議案から第39号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

ここで説明員入れ替えのため、しばらく休憩します。

休 憩 午前9時24分

再 開 午前9時25分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に第58号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 58号議案？

○丸山隆弘委員長 58号議案。

○浅尾洋平委員 失礼しました。追加の補正の予算の質疑をさせていただきたいと思います。

歳入の16款国庫支出金総務費の国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、9ページになります。

1億1,934万6,000円の用途、利用条件について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 用途につきましては、今回の補正予算に計上している全ての事業に充当しております。また、利用条件につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に、自由度高く

活用することが可能なものとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。自由度の高い利用ができて、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けているところに使えるよということで理解をいたしました。

次に17款の県の支出金について伺いたいと思います。商工費補助金げんき商店街推進事業費補助金、9ページ。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、ちょっと待ってください。16款の次にしますので。

浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入17款県支出金の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すみません、失礼しました。17款の議題になっておりますので、質疑をさせていただきたいと思います。

県支出金の商工費補助金、げんき商店街推進事業費補助金になります。9ページです。

1,400万円の用途、利用条件について伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 1,400万円の用途、利用条件につきましては、プレミアム付商品券を発行する地域活性化支援事業の財源として、愛知県のげんき商店街推進事業費補助金を予定するものです。

この補助金の交付要件としては、消費喚起に資することを目的としたプレミアム商品券発行事業であり、プレミアム分の割合

が20%以上で実施される事業であることとされております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。概要のほう分かりました。では、こちらのほうは特に、先ほどコロナウイルスの交付金とは違って、コロナとは関係なしに商店街が元気になっていくようなところに、補助金、これ使えるよと、今おっしゃったようにプレミアム商品券とか、そういったところに使えますよという目途というか、条件、利用の目的ということで理解はいいのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 委員おっしゃったとおりで結構です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう形で商店街の活性化にということで理解をいたしました。

こちらの県の補助金を使うということで、県から事業について、認可なりするという手続きの段階が必要なのかなと思いますが、県のホームページ上で採択された市町等確認をさせてもらったのですが、その中に新城市というものがなかったのですが、こちらのほうは採択されているものなのか、されていないのか、その辺の状況を分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 この補助金につきましては、令和4年度に入ってから要望するものでありますので、これから申請して採択していただくということになります。金額についての、来年度の予定については県のほうに報告しておりますので、予算のほうは確保していただいているというふうには感じております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 僕が見ていたのは、令和3年度の採択されたところを見ていたのかなというふうに感じました。予算化今回するのですが、今後採択されないということはないとは思いますが、そこら辺は今後申請して県からの、げんき商店街の推進事業の補助金、これは採択できるというような調整等が今の段階でできていて、予算化しているというような認識でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 県のほうからは要望の調査がありましたので、そのほうには上げてありますので採択されるというふうに思っておりますが、これからですので。以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款県支出金の質疑を終了します。

歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 歳出の7の1の2、商工振興費、地域活性化支援事業、11ページになります。

1点目、プレミアム付商品券事業と、スタンプラリー事業の2つの内容を伺います。

2、紙券1万5,000セットと、電子券1万セットとは、どういう物なのか伺いたいと思います。

3点目、スタンプラリー事業を行うことによって、利用者にとってどういったメリットがもたらされるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 プレミアム付商品券事業とスタンプラリー事業の内容につ

きましては、新城市商工会が実施する事業を支援するために補助金を交付するものがあります。

商工会からの提案によりますと、プレミアム付商品券事業につきましては、市内店舗で使用できる商品券として、紙券及び電子券を発行するもので、5,000円で購入していただくと8,000円分利用ができます。8,000円分の内4,000円分は地元店のみ利用できる券とし、残りの4,000円分は全店利用できる共通券とする予定と聞いております。また、申込みは1人当たり紙券、電子券それぞれ1セットまで申し込み可能で紙券は郵送、電子券はスマートフォン等の専用アプリにより行っていただき、当選された方に引き換え券が送付されると聞いております。

スタンプラリー事業につきましては、市内の店舗を利用された場合、1店舗につき市内に本店をおく地元店を2個、その他の店舗は1個スタンプが押され、10個スタンプを集めると抽選で景品が当たるというものを予定しており、スタンプは電子スタンプにより店舗に置かれたQRコードを読み取ることで、スタンプが押されることになっていると聞いております。

次に2点目の紙券と電子券とはどういうものかにつきましては、紙券は1,000円券が8枚で1セットになったものとなります。電子券につきましては、スマートフォンを活用し専用アプリにより、店舗内に設置するQRコードを読み取ることで利用していただくことができます。

3点目のスタンプラリー事業によって、利用者にとってどういうメリットがあるかにつきましては、利用者にとっては今まで訪れたことがなかった市内店舗を知る機会となり、さらにスタンプがたまることにより景品が当たる抽選に応募することができます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 内容等がなんとなく分かりました。こちらがプレミアム商品券で紙券と電子券ということで理解をしたのですが、紙券と電子券のほうは、申込みというものがどういう方法なのか、それは、できる人できない人が出ないか、そういった流れとはどういうふうになるのでしょうか。18歳以上だったら紙券も電子券も両方とも買えるのか、そこら辺の細かな申し込み方法とか条件等、もう少し詳しく教えていただければ。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 申し込みにつきましては、紙券につきましては、はがきにより必要事項を記載していただいて申し込んでいただくこととなります。電子券につきましては、専用アプリをダウンロードしていただきましてそちらのほうから申し込んでいただくという形になります。

利用者が利用できないかというところですけれども、説明会等を開催していただくことを予定しておりますし、専用のポータルサイトも設けたりしますのでそちらのほうから確認していただくか、商工会の方でもコールセンターを設置しますのでそちらのほうで対応していただくことになっております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。はがきでやったりとか、電子のアプリをやったりだとか、煩雑にならないかちょっと心配は、今、聞いてしまいましたが、専用のコールセンターとかで対応するという事なのですが、こちらのほうははがき、例えば紙券のほうを申し込む時は、はがきは市か商工会から来るのか、みんなに配るのか。それとも、こちら側が欲しい人がはがきを買って書いて出す、というような流れになるのかそこ

ら辺はどうなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 権田晃明商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 購入場所は郵便局を予定させていただいておまして、そちらのほうに切手を貼らずに送れるようなはがきを用意しておきたい、郵便局だとか市商工会の窓口のほうに置いておきたいと思っております。そこに取りに行けない方については、自前ではがきを購入していただいて、送っていただくことも可能というふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。はがきがないと買えないということで、そこら辺の欲しい人にちゃんと手元に入るような形でしっかり手配をしていただきたいと思います。これは、紙ではがきで出したとしても必ず買えるというわけではなくて、結局そのはがきの中から抽選でというふうな認識なのでしょう。それはアプリも同じなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 応募が超えた場合は抽選という形になります。それ以内ということであれば、皆さん買えるという形です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。一人で紙の券も買って、さらに電子券も買うことができるのかどうか教えてください。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 それぞれ1セットずつ購入することは可能となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。一人最大で1セットずつ、紙券と電子券が買えるよ

うこととありました。

プレミアム商品券ということで、1,000円が8セットというところで、5,000円が8,000円分になるよと、使えるよということでお聞きしたのですが、このプレミアム率、金額の根拠、基準というはあるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 8,000円と決めたのは、購入価格として5,000円程度が一番購入しやすい価格ではないかというところから、まず5,000円を決定させていただきました。そのあと地元店と共通券、それぞれ振り分けた中で、プレミアム付としていくところで4,000円ずつの8,000円という形を決定させていただきました。それで結果的に60%というプレミアム率になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。過去にもプレミアム商品券等やった経過等があるかと思いますが、そういった反省点や課題点等も踏まえた、生かした状況での今回の事業というふうな考えでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 前回までは地元店と共通券という分けがなかったものから、どうしても大型店というか、普段皆さんが使われるところの利用に偏ってしまっていたので、今回はそれを分けることによって、もう少し広くいろんな店舗に使っていただくような形に変更しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。分けて地元店とほかの店舗でも使えるということで、今回やったよということで理解いたしました。

あと、1点だけ。電子券についてなのですが、今回新しい電子マネーとかそういった状況も普及しているの、そこに対応して若い方も含めてやれるようなことが、新しい事業の一つなのかなと思うのですが、こちらのほうは専用アプリというものをつくって出すというふうな理解でいいのか。例えば、LINE Payだとか、Pay Payとか今皆さんが入っているアプリで電子券が使えるというようなイメージを自分としては持っていたのですが、それとは全く別の専用のアプリを皆さんが作って、それをアップロードしてダウンロードして使っていくという理解なのか、そこら辺をもう少し分ければ教えてください。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 今あるキャッシュレスの何とかPayという形ではなくて、専用のアプリという形になりますが、まだ事業者さんが決定していないので、業者さんによっていろんなシステムがありますが、いろんなところの自治体さんとかに聞きますと、LINEを活用してやっているということなので、LINE Payとは違いますけれども、LINEを使った形のシステムになるのかなというふうに想定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、引き続きありますのでよろしくお願いします。

○浅尾洋平委員 すみません、区切り区切りと思ってしまったので。続けてさせていただきます。

次にいきます。商工振興費、小規模事業者支援事業、11ページになります。

1点、どういう内容になりますかということ。

2点目、新型コロナウイルス感染症が与える地域経済への影響は深刻でありまして、現場で対応する皆さんには御尽力心から敬

意を表する上で聞かせていただきたいのですが、本事業はどのような現場の課題等から政策に至ったのか伺います。

3点目、補助の上限には、成長・分配強化枠、新陳代謝枠、インボイス枠と3つ定義がありますが、内容、定義伺いたと思います。

4点目、対象数、対象の方々の数を伺いたと思います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 4点質問頂いておりますので順次お答えさせていただきます。

まず1点目、内容につきましては、国が実施する小規模事業者持続化補助金の交付を受ける事業者に対し、市独自の支援策として国からの補助分を除く事業費負担分の2分の1を上乗せ補助するものです。

2点目の、本事業はどのような現場の課題等から政策に至ったかにつきましては、販路拡大や事業規模など前向きな取り組みを行おうとする事業者にとって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける現在の状況は大変厳しい状況にあります。小規模事業者持続化補助金は、前向きな取組を行おうとする事業者にとって非常に有益な事業であると聞いております。令和4年度からは、新たに成長・分配強化枠、新陳代謝枠及びインボイス枠が新設され、事業費の上限も拡大されます。しかし、それに伴い事業者の負担も大きくなることから、事業者の負担を軽減し販路拡大や、事業規模拡大に取り組む前向きな事業者を支援するために事業に至ったものです。

3点目の成長・分配強化枠、新陳代謝枠、インボイス枠の3つの定義についてですけれども、成長・分配強化枠は、賃上げや事業規模の拡大に対する支援となります。新陳代謝枠は、創業や跡継ぎ候補者が行う新

たな取組に対する支援。インボイス枠は、これまで消費税の免税事業者であったものが、適格請求書発行事業者、いわゆるインボイス発行事業者への転換を行う取組に対する支援となります。

対象数ですけれども、成長・分配強化枠及び新陳代謝枠として10件、インボイス枠として10件を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。大変な中でこういった前向きに事業拡大、また事業継承していくというところの支援だということに理解をいたしました。

1点だけちょっとお聞きしたいのは、この事業内容をまとめる上で、市内の事業者とか商工会の方の意見を取り入れながら聞いて、こういった支援策をつくったという理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 商工会さんとは意見交換をしながら事業の枠組みのほうを決めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、分かりました。引き続き現場の声等を聞いて充実をしていただければと思います。

次にいきます。商工振興費、経営改善等支援事業になります。11ページ。

どういう内容なのか伺います。

2点目、新型コロナウイルスの中での現場での対応する皆さんには敬意を表します。その中で本事業、どのような現場の課題等から政策に至ったのか伺います。

3点目、補助の上限に早期経営改善計画、経営改善計画の2つありますがそれぞれ内容を聞かせてください。

4点目、対象者数を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 4点質問頂いておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず内容につきましては、国が実施する経営改善計画策定支援事業の支援を受ける事業者に対し、市独自の支援策として国からの支援金等を除く事業者負担分の5分の4を上乗せ補助するものです。

2点目の本事業はどのような現場の課題等から政策に至ったかにつきましては、令和2年度において中小企業のセーフティネット保証の認定件数が大幅に増加しております。今後、元本返済の開始や国等からの利子補給の期間が終了すると、資金繰りに逼迫する事業者が出てくることも想定されます。そのような事業者の資金繰りの安定や早期の経営改善を支援するため、事業の実施に至ったものであります。

3点目の早期改善計画、経営改善計画の内容ですけれども、経営改善計画は金融機関への新規借入や、返済スケジュールの変更等を依頼する時に、経営状況が悪化している事業者に提出が求められるものです。早期改善計画は、新規借入や返済条件の変更はないが、自発的に自己の経営を見直すために作成する経営改善計画よりも簡易な計画となっております。

4点目の対象数ですけれども、早期改善計画として5件、経営改善計画として2件を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

以上で、第58号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第 58 号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第 58 号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午前 9 時 52 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘